

令和3年度働き方改革推進支援助成金申請にあたっての留意事項

働き方改革推進支援助成金について、主に以下の点について、昨年度から取扱いが変更になっていますので、申請にあたってはご留意いただきますようお願いいたします。

1. コース全般について

改善事業の受注者について、自己取引（類似の取引も含む）による不正の発生を防止する観点から、「申請事業主、申請代理人、提出代行者または事務代行者（これらの者の関連企業を含む）」を事業の受注者とした場合は、支給要領第2の2「不支給等要件」に該当し、不支給となります。

また、これらの者が相見積もり先になることも認められません。

2. 労働時間短縮・年休促進支援コースについて

① 成果目標について、以下のとおり変更になりました。

(昨年度)	(今年度)
① 月60時間を超える特別条項付き36協定を締結する事業場が、月60時間以下の36協定の見直しを行い、労働基準監督署に届出	① 変更なし
② 就業規則を改定し、所定休日の増加（1日～4日）及び実績を確認	<u>（削除）</u>
③ 以下の特別休暇（※）を就業規則で整備 ア 病気休暇 イ 教育訓練休暇 ウ ボランティア休暇 ※無給、有給を問わない	② 以下の特別休暇（※）を就業規則で整備 ア 病気休暇 イ 教育訓練休暇 ウ ボランティア休暇 エ <u>その他特に配慮を必要とする労働者のための休暇（新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇等）（追加）</u> ※ <u>有給の特別休暇に限る</u>
④ 時間単位の年次有給休暇の規定を整備	③ 変更なし

② 支給対象事業主の要件について、「支給は、各成果目標ごと1事業主1回に限る。」こととなりました。そのため、昨年度、本コースで支給を受けた成果目標については、今年度、同じ成果目標の申請はできません。

例えば、昨年度、本コースにおいて特別休暇（例：病気休暇）を導入した場合において、今年度、新たに別の特別休暇（病気休暇以外の休暇）を導入する場合などは、申請不可です。（成果目標が異なる場合やコースが異なる場合（昨年度、職場意識改善特例コースを申請した場合など）は申請可。）

3. 勤務間インターバル導入コースについて

- ① 支給対象事業主の要件について、以下のとおり変更になりました。
(昨年度) (今年度)

(昨年度)	(今年度)
① 労災保険適用事業主	① 変更なし
② 勤務間インターバルを導入していない事業主（就業規則等で確認）	② 変更なし
③ 交付申請時点で36協定の締結・届出があること	③ 変更なし
(新規)	④ <u>原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること（追加）</u>
④ 交付申請時点で、労働基準法第39条第7項の規定に基づき、年次有給休暇の時季指定に向けて、就業規則の整備等を実施していること	⑤ 変更なし

- ② 助成金の交付目的について、勤務間インターバル制度の導入のみならず、導入後の制度の定着を推進する観点から、勤務間インターバルの定着状況を確認するため、支給申請時に休息時間の状況を確認できる書類（タイムカード等）を提出いただくことになりました。提出いただいた書類において、休息時間が確保されていない実態が確認された場合は、支給要領第2の2「不支給等要件」に該当し、不支給となります。

4. 労働時間適正管理推進コースについて

労務・労働時間の適正管理を推進するため、今年度新たに本コースが設けられました。以下の成果目標①から③の全てを達成した事業主に対して助成がなされます。

- ① 新たに勤怠（労働時間）管理と賃金計算等をリンクさせ、自動的に賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理 IT システム（※）を用いた労働時間管理方法を採用すること。

（※） ネットワーク型タイムレコーダー等出退勤時刻を自動的にシステム上に反映させ、かつ、データ管理できるものとし、当該システムを用いて賃金計算や賃金台帳の作成・管理・保存が行えるものであること。

- ② 新たに賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。
- ③ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）に係る研修を労働者等に対して実施すること。

5. 団体推進コースについて

支給対象となる事業主団体の要件について、以下のとおり変更になりました。

(昨年度)	(今年度)
①労災保険適用事業主	①労災保険適用事業主
②以下の事業主団体であること。 ア 3者以上で構成する商工会、 商工会議所、事業協同組合など イ 10者以上で構成する共同事業主 (企業が協定を締結)	②以下の事業主団体であること。 ア 3者以上で構成され、 かつ、1年以上の活動実績がある 商工会、 商工会議所、事業協同組合など (ただし10人未満の団体を除く) イ 10者以上で構成され、 かつ、1年以上の活動実績がある 共同事業主 (企業が協定を締結)